

第 1 回

音更町総合計画審議会議案

と き 令和元年7月22日（月）
午後6時30分～
ところ 音更町役場本庁舎4階
特別会議室

音 更 町

会 議 次 第

- 1 音更町総合計画審議会委員委嘱状の交付

- 2 町長あいさつ

- 3 議案
 - (1) 会長の互選について P 1
 - (2) 会長代理の指名について P 1

- 4 総合計画（案）の諮問について P 2

- 5 その他
 - (1) 音更町新総合計画策定方針について P 3
 - (2) 音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略について P 3
 - (3) 審議会開催スケジュールについて P 3
 - (4) 民間企業におけるSDGsの取組について P 3
 - (5) 資料の配付について P 3

3 議 案

(1) 会長の互選について

音更町総合計画審議会規則第3条第2項に基づき会長を互選する。

音更町総合計画審議会規則（P 4 資料1）

音更町総合計画審議会委員名簿（P 6 資料2）

会 長	氏 名
-----	-----

(2) 会長代理の指名について

音更町総合計画審議会規則第3条第4項に基づき会長代理を指名する。

音更町総合計画審議会規則（P 4 資料1）

音更町総合計画審議会委員名簿（P 6 資料2）

会 長 代 理 (会長の指名)	氏 名
--------------------	-----

4 総合計画（案）の諮問について

音 企 画 発
令和元年7月22日

音更町総合計画審議会長 様

音更町長 小 野 信 次

第6期音更町総合計画（案）について（諮問）

音更町まちづくり基本条例第19条の規定に基づく第6期音更町総合計画を定めるにあたり、貴審議会の意見を求めます。

（第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）を含む）

○参考：音更町まちづくり基本条例第19条

（総合計画の策定）

第19条 町は、長期的な展望に立ち、町の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性及び計画相互間の調整を図るものとする。

2 総合計画は、町の目指す将来像を示す基本構想、これを実現するための施策を示す基本計画及び施策を進めるための事業を示す実施計画により構成するものとする。

3 町は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を明らかにし、町民に分かりやすく公表するものとする。

4 町は、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関しては、議会の議決を経るものとする。

5 その他

- (1) 音更町新総合計画策定方針について（P 8 資料4）
- (2) 音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（別添のとおり）
- (3) 審議会開催スケジュールについて

令和元年度	内 容
令和元年度 （6回を予定）	審議会の設立 総合計画（案）の諮問 現状と課題の審議 総合計画に係る基本構想（素案）の作成 第1期総合戦略の改訂
令和2年度 （6回を予定）	総合計画に係る基本計画（素案）の作成 第2期総合戦略（素案）の作成 総合計画（案）の答申 （第2期総合戦略（案）を含む）

- (4) 民間企業におけるSDGsの取組について（別添のとおり）
- (5) 資料の配付について

- ・ 第5期音更町総合計画（別添のとおり）
- ・ 第5期音更町総合計画後期分（別添のとおり）

音更町総合計画審議会規則

平成22年3月26日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の各種団体等を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(会長)

第3条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第5条 審議会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会から付託された事項について調査又は審議をする。
- 3 専門部会は、審議会の委員の中から町長が指名する者をもって組織する。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから互選する。

- 2 専門部会は、部会長が招集する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の事務を処理する。
- 4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 部会長は、自ら所属する専門部会以外の専門部会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 部会長は、専門部会における調査又は審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(部会長会議)

第7条 専門部会を置いた場合にあつては、審議会に、部会長会議を置くことができる。

- 2 部会長会議は、会長が招集する。
- 3 部会長会議は、会長、部会長及びそれぞれの職務を代理する者によって組織する。

4 部会長会議は、審議会が専門部会に付託した事項の調整及び各専門部会の総合調整を図る。

(事務局)

第8条 審議会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じ主幹その他の職員を置くことができる。

3 事務局員は、町の職員をもつて充てるほか、必要に応じ部外から委嘱することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(音更町総合計画審議会条例施行規則の廃止)

2 音更町総合計画審議会条例施行規則(昭和48年音更町規則第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に置かれている次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものとみなす。

会長及び会長が指名したその職務を代理する委員	第3条の規定により置かれた会長及び会長が指名したその職務を代理する委員
専門部会及び町長が指名したこれを組織する者	第5条の規定により置かれた専門部会及び町長が指名したこれを組織する者
部会長及び部会長が指名したその職務を代理する委員	第6条の規定により置かれた部会長及び部会長が指名したその職務を代理する委員

附 則 (平成27年3月19日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

総合計画審議会 委員名簿

《委員任期》 自：令和元年7月22日
至：答申が終了するまで

《令和元年7月22日現在》

No	委員氏名	所属・団体等
1	阿部郁代	音更町介護保険・地域包括ケア協議会会長
2	岡田哲男	音更町文化協会会長
3	岡庭義行	帯広大谷短期大学 副学長
4	小川賢一	公募（宝来地区町内会連合会会長）
5	梶谷徹也	公募（帯広信用金庫 音更支店長）
6	河田さえ子	音更町社会福祉協議会会長
7	白木幸久	音更町民生児童委員協議会副会長
8	鈴木 淳	音更高等学校校長
9	田中和子	公募（北蘭西 婦人部長）
10	土田純雄	音更町農業協同組合代表理事専務
11	東端恭子	音更町都市計画審議会委員
12	西川俊満	公募（東土幌連合会会長）
13	野久和典	公募（緑陽台仲区西 総務部長）
14	野村泰司	音更町商工会副会長
15	畠 弘之	公募（北海道連合会音更地区連合会会長）
16	波多野実嗣	音更町住宅委員会副委員長
17	林 文昭	音更町十勝川温泉観光協会会長
18	藤川幸二	音更町社会教育委員協議会会長
19	宮村久美子	音更町校長会経営部長（鈴蘭小学校 校長）
20	和田郁夫	株式会社 CMC（十勝毎日新聞社グループ）常務取締役

庁内推進体制

◎総合計画策定委員会

役 職	職 名	氏 名
委員長	副町長	高 木 収
副委員長	教育長	宮 原 達 史
委 員	企画財政部長	渡 辺 仁
	総務部長	岸 本 保
	町民生活部長	荒 井 一 好
	保健福祉部長	重 松 紀 行
	経済部長	傳 法 伸 也
	建設水道部長	鈴 木 康 之
	庁舎改修技術担当部長 (兼) 建築住宅課長	岩 舘 和 昌
	教育部長	福 地 隆
	議会事務局長	古 田 康 弘
	会計管理者	杉 本 俊 幸

◎幹事会【総合計画審議会事務局】

役 職	構 成 員	氏 名
幹 事 長	企画財政部長	渡 辺 仁
幹 事	総務部長	岸 本 保
	町民生活部長	荒 井 一 好
	保健福祉部長	重 松 紀 行
	経済部長	傳 法 伸 也
	建設水道部長	鈴 木 康 之
	庁舎改修技術担当部長 (兼) 建築住宅課長	岩 舘 和 昌
	教育部長	福 地 隆
	企画課長	重 堂 真 一
	総務課長	佐 藤 泰 史
	町民課長	青 砥 正
	福祉課長	高 橋 規 也
	保健センター(兼)地域包括 支援センター事務長	谷 川 俊 仁
	農政課長	早 苗 光 徳
	商工観光課長	深 谷 邦 彦
	都市計画課長	下 口 谷 茂
	上下水道課長	井 原 愛 啓
	学校教育課長	草 浦 富 美
	とがち広域消防事務組合 音更消防署長	高 山 正 一

◎策定担当事務局

- 事務局長 企画財政部長
- 事務局主幹 企画課参事(総合計画策定担当)
- 事務局員 企画課企画調整係

音更町新総合計画策定方針

1 策定の趣旨

本町は、「第5期音更町総合計画」に基づき、「豊かな大地にひろがる笑顔 今も未来も住み続けたいまち おとふけ」をまちづくりの将来像に掲げ、その実現に向けて計画的な施策の推進に取り組んでいます。この計画では最終年次（2020年）の推計人口を47,960人としておりましたが、まちの人口は計画初年度（2011年）から減少傾向に転じました。こうした状況下にあっても各種施策において着実に計画の推進を図っているところですが、人口減少が進むことは今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすこととなります。

今日のグローバル社会にあつて、繰り返し発生する世界的な金融危機や資源価格の変動など世界経済情勢の影響は地域社会においても避けることはできません。さらに地球規模での高度情報化、資源・エネルギーを含む環境問題、地政学的リスクや頻発する大規模な自然災害などに対応する長期的な視点に立った持続可能な地域経営が求められています。

我が国の経済はバブル崩壊以後の長く続いた景気の低迷による非正規雇用の増加、所得等各種格差の拡大と貧困問題、少子高齢化の進展に伴う社会保障制度や子育てへの不安など、様々な課題があります。また、ICT技術の進歩や外国人材の活用による雇用への影響、長寿化による医療コストや健康寿命の問題、さらにすべての人に開かれた公正で平等な共生社会を見据えた男女共同参画社会の構築やワークライフバランスなど、多くの課題が山積しています。

地方においては、東京一極集中の是正と地方創生が喫緊の課題となっています。また、社会保障関係費の増大や拡大した社会資本の長寿命化等に対応するための新たな財源の確保が大きな課題であります。本町においては、生産年齢人口の減少が中小零細企業の人材採用、事業継承に与える影響により地域経済の縮小が懸念されています。本町の農業経営の基盤は強いものとはいえ、自由貿易の圧力にさらされているとともに農家戸数は減少傾向にあります。また、十勝川温泉を中心とする観光は個人客が主流となるとともにインバウンドの影響が大きく、不安定な環境下にあります。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を検証し、本町が有しているポテンシャルを最大限に発揮し、地域経済の強化を図り、さらなる持続的発展へと導く、長期展望に立った魅力あるまちづくりを主役である町民との協働で進めるための指針として、新たな総合計画の策定を行うものです。

2 策定にあたっての基本姿勢

総合計画は、音更町が目指す姿（将来像）の実現に向けたまちづくりの基本指針となる計画であることから、町民と町の協働のもと共通の方向性・目標に向かって行動し、一体となってまちづくりを進めることができる計画であることが大切です。このため広く町民の意向を確認しながら、町民福祉の向上を基本に据え、これまでとは異なる長期的な人口減少局面における様々な課題等を十分に踏まえ、国連で採択され、我が国も目指すところである「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsの理念を踏まえつつ、次の視点により計画づくりを行うものとします。

①町民と町の協働による計画

「まちづくり基本条例」の理念に基づき、町民主体のまちづくりを進めるため計画の策

定段階から町民に十分な情報の提供を行いその共有化を図るとともに、これまでさまざまな場面・機会に寄せられた意見・提案等を活かします。さらに、町民の参加機会をできる限り多く取り入れ、対話を通じた共通認識のもとに町民と町が協働・連携し、計画づくりを進めます。

②わかりやすい計画

施策の目標・到達点等（アウトカム）を明確にし、どのような状態を目指しているのか、また、そのためには何をなすべきか等（アウトプット）、誰にでもわかりやすい計画づくりを目指します。

③達成度の確認ができる計画

計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたのか、また、それぞれの事務事業がどの程度貢献したかを評価し、その結果を次の企画や実施、予算配分等に反映していくことのできる計画を目指します。

④地域別の課題整理

分野ごとの施策における各地域のまちづくりの課題を整理し、地域と連携して優先的に取り組む計画を目指します。

⑤その他の計画等との関連

国及び北海道の各種計画の動向及び政策方向等を踏まえるとともに、町が策定する各分野における個別計画や施策に方向性を与える、最上位計画と位置づけます。

3 総合計画の名称

計画の名称は「第6期音更町総合計画」とします。

4 総合計画の構成、期間

計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成し、それぞれの計画期間と内容は、次のとおりとします。

①基本構想

基本構想は、音更町の長期的な発展方向と、目指すべき将来像、目標及び目標達成のために必要な施策の大綱を示すものとします。

計画期間は、長期的な視点に立ったまちづくりを進めていくことが必要なことから、10年間（2021年度から2030年度まで）とします。

②基本計画

基本構想を実現するために必要な施策の方向性及び大綱における分野別等の計画体系を示すとともに、重要施策を示すものとします。

基本構想の着実な実現を図るため、2025年度に後期5年間（2026年度から2030年度まで）の必要な見直しを行うものとします。

③実施計画

財政収支と整合を図りながら、基本計画に掲げた施策における主な事業等を具体的に示します。

計画期間を3年間とし、社会経済情勢や財政状況の変化・町民ニーズへの対応を考慮し毎年度のローリング方式を採用します。

5 計画策定に向けた取組

(1) 町民の参加

①音更町総合計画審議会

条例に基づき設置する附属機関で、町長の諮問に応じ、計画に関する事項について、審議し、意見を答申していただきます。

審議会は、町内の各種団体等の代表者、その他学識経験者及び公募による町民等により組織します。

②町民ワークショップ

町民のまちづくりへの意見（課題抽出、まちづくり提案）をいただくため、町民ワークショップを開催し、出された意見等を検討の上、計画づくりに反映します。

③町民意識調査

本町のまちづくりにおける課題等を幅広く把握するため、まちづくりアンケート等による町民の意識調査を実施し、計画づくりに反映します。

④タウンミーティング

町内経済・生活を支える機関・団体の現状と要望、それぞれの将来展望を踏まえ、計画に反映するためタウンミーティングを実施します。

また、これまでの地区懇談会やタウンミーティング等で寄せられた意見、課題、要望を検討し、計画づくりに反映します。

⑤総合計画推進委員会での意見の反映

これまでの総合計画推進委員会が出された意見等を検討し、計画づくりに反映します。

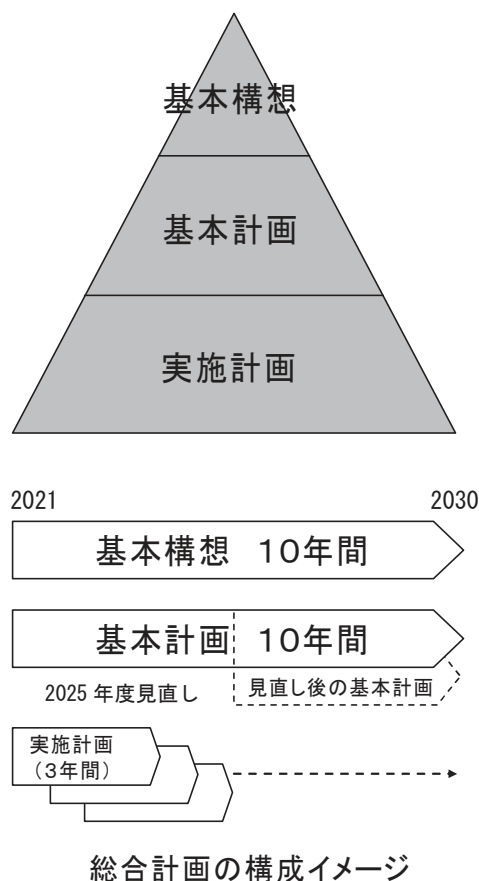
⑥町民の意見募集

基本構想及び基本計画の素案を広報紙等により公表し、町民からの意見募集を行うとともに、地域別説明会等を実施し、各機会を通じ広く町民等から意見を聞き、計画の策定に活かします。

策定の過程、内容については、随時ホームページ等で公表していきます。

⑦計画策定に関わる情報の提供

協働のまちづくりに必要な情報共有を推進するために、計画策定に関する基礎資料等を広報紙やホームページにて定期的に提供していきます。



(2) 庁内推進体制

①総合計画策定委員会

副町長、教育長、各部長等で組織し、基本構想・基本計画の素案の最終調整及びとりまとめを行います。

②幹事会

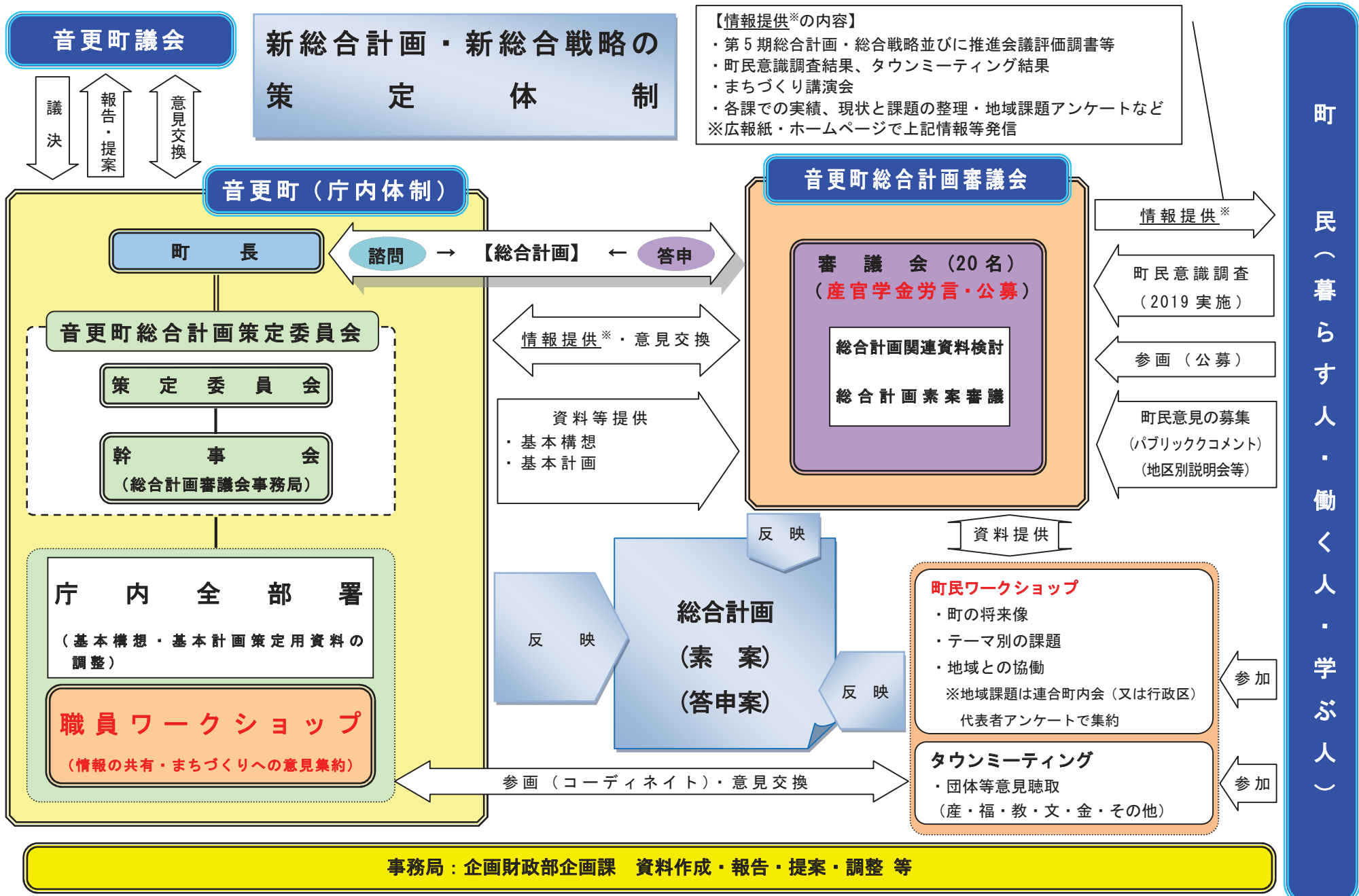
各部長、各部代表課長等で組織し、審議会の事務局を担当します。全庁的な観点からの検討や計画全体における重要事項及び各部各課等作成案の総合調整を行います。

③各部各課等（基礎資料作成、職員ワークショップ）

課長を中心に職員全員が結束のもと、それぞれが所管する事務事業等を検証し、資料収集・作成を通じ、今後の施策及び事業等について、成果やコストを意識しながら積極的な提案を行います。また、日々、仕事としてまちづくりに関わり、その根幹を担う職員の意見を集約するための部局横断的な若手職員によるワークショップに積極的に参加します。

(3) 総合計画策定委員会事務局

総合計画の策定に関する事務は、企画財政部企画課で行います。



事務局：企画財政部企画課 資料作成・報告・提案・調整等

町民（暮らす人・働く人・学ぶ人）

新総合計画策定スケジュール(予定)

項目		年度/月	令和元年度(2019年度)											令和2年度(2020年度)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全体の流れ	総合計画	基本構想																								
		基本計画																								
	総合戦略																									
町民意思の反映	総合計画審議会																									
	町民ワークショップ																									
	タウンミーティング																									
	各種アンケート 情報発信																									
庁内策定体制	策定委員会																									
	幹事会・各部各課等																									
	職員ワークショップ																									
議会																										

※1 平成23年度～平成30年度における推進評価
 ※2 令和元年度における推進評価